

# ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第15号 発行日：平成27年10月1日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

## 不知火海沿岸住民は、日々メチル 水銀の曝露を受けていた。

9月4日熊本訴訟第12回弁論期日の意見陳述より

9月4日、熊本訴訟の第12回口頭弁論が開かれました。原告ら代理人である村上雅人弁護士が熊本地方裁判所で意見陳述をしました。熊本県が公表した特措法の集計結果を受けて、村上弁護士は、①熊本県の集計は大ざっぱであり、被害の実態に迫るために少なくとも大字単位で集計し、その結果を公表すべきであることを指摘した上で、②熊本県の集計結果を前提としても、特措法で救済されたとする者の数のうち「対象地域」での居住歴がないのに救済された者の数は、実に3,761人にのぼっており、これは全体の特措法での救済者の16.5パーセントも占めていることにふれ、③加害者である熊本県でさえ、地域外で居住をしてもメチル水銀の影響を受ける(曝露を受ける)ことを認めざるを得なかったという事実を突きつけました。そして、このような事実を直視しようとする加害者であるチツソ、国・熊本県の姿勢を厳しく批判しました。



## 東京訴訟で追加提訴

9月25日、東京地方裁判所で新たに19人の原告が追加提訴しました(追加提訴後の東京訴訟原告は計67名)。追加提訴したのは、熊本、鹿児島両県出身の方で、東京・神奈川など1都4県に住む40代から80代の男女です。新たな原告のうち8人は特措法で救済の対象外とされ、その他の原告は特措法に基づく救済策を知らなかったなどの理由で申請できませんでした。鹿児島県出水市出身の原告は、「今も被害が出ていることを知って欲しい。」と訴えました。

## 9月19日、20日 一斉検診実施

9月19日（土）20日（日）、鹿児島県出水市高尾野農村環境改善センターにおいて、一斉検診が実施されました。2日間で延べ43人の医師が診察を担当し、87人を診察しました。そのうち、96パーセントにあたる84人に水俣病の症状が確認されました。

今回の受診者の多くは、出水市や阿久根市、長島町に居住歴がある人です。これらの地域は、特措法の対象地域と対象地域外が混在している地域でもあります。今回の検診では特措法の対象地域内だけでなく対象地域外でも水俣病の症状が確認され、生活圏が同じ地域を分断する特措法の線引きの不当性があらためて確認されました。



### 【今後の予定】

10月 2日	近畿訴訟第3回弁論
10月 7日	東京訴訟第4回弁論
10月20日	熊本訴訟第9陣提訴
11月16日	熊本訴訟第13回弁論

### \*とある弁護団員のヒトリゴト\*

早いもので季節は秋になり、日中でも過ごしやすくなりました。秋といえば「食欲の秋」、「読書の秋」、「スポーツの秋」、「芸術の秋」などの言葉に代表されるように、いろいろなことに取り組む意欲が湧いてくる季節です。

不精者の私ですが、毎年、秋になると「今年の秋は何に取り組もうか。」などと意欲だけは湧いてきます。が、やはり、どうしても「食欲の秋」一色になってしまいます（苦笑）。

さて、熊本訴訟は、豊かな海である不知火海で獲れた豊富な魚介類がどのような流通経路で最終的には食卓に並んでいったのか、それぞれの地域ごとに明らかにしていくという重要な局面を迎えています。

原告のみなさんのなかには、「昔の話なのでなかなか覚えていない」とおっしゃる方も多と思います。聞き取りをする弁護団の一人としては、同じ卓を囲んでざくばらんに話をし、思い出すきっかけとなる話題づくりをすることができればと考えています。

今年の秋は、意欲を持った弁護団が各地にお邪魔する機会がますます増えると思います。どうぞよろしくお願ひします。  
(熊本弁護団・今村一彦)

すべての水俣病被害者救済に向けて

**ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。**

**みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。**

**また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。**

**すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。**

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本市中央区京町1丁目12番2号京町会館2階

熊本共同法律事務所内(担当 永野)

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索